

# ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型 (一般型) / 累積投資可能

## 投資信託説明書 (目論見書) 訂正事項分 (2006.10)

\* 本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書を訂正するものです。

ブラックロック・ジャパン株式会社

この冊子の前半部分は「ブラックロック・ゴールド・ファンド」の交付目論見書 訂正事項分、後半部分は「ブラックロック・ゴールド・ファンド」の請求目論見書 訂正事項分です。

# ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型 (一般型) / 累積投資可能

## 投資信託説明書 (交付目論見書) 訂正事項分 (2006.10)

\* 本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書を訂正するものです。

### ブラックロック・ジャパン株式会社

1. この投資信託説明書 (交付目論見書) により行なうブラックロック・ゴールド・ファンド以下「当ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法 (昭和 23 年法第 25 号) 第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 4 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 4 月 28 日にその届出の効力が生じております。また同法第 7 条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 5 月 31 日、同年 6 月 23 日、同年 6 月 30 日、同年 9 月 29 日および同年 10 月 27 日に関東財務局長に提出しております。
2. 当ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
4. 当ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定により請求目論見書を作成しております。請求目論見書は投資家から請求された場合に交付されます。投資家の皆様が請求目論見書の交付を請求した場合には、請求目論見書を受領し、その内容を確認した上でお申込み下さい。又、投資家の皆様も自ら交付請求をしたことを記録しておいて下さい。  
(請求目論見書に記載されている情報については、その他の手段 (投資信託委託業者のホームページ、EDINET 等) によっても入手することが可能です。)

## 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成 18 年 10 月 27 日付をもって有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、訂正すべき事項がありますので「投資信託説明書（交付目論見書） 2006.10」（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項の一部を訂正するものです。

### 目 次

	頁
ファンドの概要.....	1
第二部 ファンド情報.....	1
第 1 ファンドの状況.....	1
1 ファンドの性格.....	1
5 運用状況.....	3
第 2 財務ハイライト情報.....	8

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

#### お知らせ

委託会社は、平成 18 年 10 月 1 日付けで、商号をメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社からブラックロック・ジャパン株式会社に変更致しました。

また同日付けで、ファンド名称を「メリルリンチ・ゴールド・ファンド」から「ブラックロック・ゴールド・ファンド」へ変更致しました。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社名およびファンド名称を使用しております。

\* 下線部が訂正部分です。

## - ファンドの概要 -

### 運用指図の 権限委託

当ファンドは株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託しております。  
(以下削除)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

a. ~ b. (省略)

c. 株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、弊社グループの英国拠点の法人ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

(中削除)

当ファンドはベンチマーク<sup>\*1</sup>を設定していませんが、ファンドの投資対象の性格、傾向等を説明する目的で、フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数<sup>\*2</sup>を参考指標として値動き、リターン等を引用することがあります。当該インデックスはドル建てで表示されますが、当ファンドのパフォーマンスは円建てです。よって、この指数に為替の影響を反映させた指数を引用することもあります。

また、当ファンドは当該インデックスに連動する値動きを目指すものではありません。

\*1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に基準とする指標です。

\*2 フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数は、フィナンシャル・タイムズ・リミテッドにより算出される指数です。同指数に対する著作権・知的財産その他一切の権利は、フィナンシャル・タイムズ・リミテッドに帰属します。

(以下省略)

(2) ファンドの仕組み

< 委託会社の概況 >

a . 資本金の額 資本金の額は26億8,911万円です。(平成18年10月2日現在)

b . (省略)

c . 大株主の状況

(平成18年10月2日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
<u>ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社</u>	<u>東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング</u>	<u>50,505株</u>	100%

## 5 運用状況

原交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の内容は、以下の通り更新されます。

「メリルリンチ・ゴールド・ファンド」

(1) 投資状況 (平成18年8月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式	カナダ	2,389,554,592	39.61
	南アフリカ	1,279,400,294	21.21
	オーストラリア	990,969,036	16.43
	イギリス	434,957,256	7.21
	アメリカ	335,496,629	5.56
	中国	249,687,100	4.14
	ペルー	199,940,231	3.31
	ロシア	51,323,125	0.85
	小計	5,931,328,263	98.32
新株予約権証券	スイス	39,770,084	0.66
	イギリス	1,206,684	0.02
	カナダ	771,172	0.01
	オーストラリア	300,786	0.00
	小計	42,048,726	0.70
その他資産(負債控除後)		59,148,849	0.98
合計		6,032,525,838	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR	南アフリカ	株式	非鉄金属	160,000	2,565.60	410,495,657	2,361.45	377,832,048	6.26
2	NEWMONT MINING CORP HLDG	アメリカ	株式	鉱業	55,500	6,594.31	365,984,152	6,044.98	335,496,629	5.56
3	LIHIR GOLD LIMITED	オーストラリア	株式	鉱業	1,087,500	226.83	246,675,467	258.39	281,004,454	4.66
4	HARMONY GOLD MNG-SPON ADR	南アフリカ	株式	非鉄金属	152,500	1,936.04	295,245,356	1,642.34	250,456,850	4.15
5	ZIJIN MINING GROUP CO	中国	株式	鉱業	4,475,000	32.10	143,642,945	55.80	249,687,100	4.14
6	CENTERRA GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	220,000	1,310.02	288,204,487	1,124.01	247,282,112	4.10
7	ALAMOS GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	267,500	966.64	258,575,327	877.87	234,829,797	3.89
8	GOLDCORP INC	カナダ	株式	鉱業	61,000	3,290.67	200,731,099	3,567.46	217,615,231	3.61
9	ANGLOGOLD ASHANTI SPON ADR	南アフリカ	株式	鉱業	37,500	6,664.54	249,920,221	5,404.47	202,667,689	3.36
10	CIA DE MINAS BUENAVENTURA ADR	ペルー	株式	鉱業	62,500	3,217.22	201,076,009	3,199.04	199,940,231	3.31
11	BARRICK GOLD CORP	カナダ	株式	鉱業	50,000	3,653.85	182,692,543	3,846.59	192,329,745	3.19
12	NEWCREST MINING LTD	オーストラリア	株式	鉱業	106,500	2,091.61	222,756,094	1,706.84	181,778,130	3.01
13	MVELAPHANDA RESOURCES LTD	南アフリカ	株式	鉱業	285,000	492.73	140,426,880	590.72	168,355,200	2.79
14	AGNICO EAGLE MINES COM	カナダ	株式	鉱業	39,500	3,948.48	155,964,988	4,128.41	163,072,242	2.70
15	IMPALA PLATINUM HLDGS	南アフリカ	株式	鉱業	7,125	19,860.41	141,505,387	22,547.20	160,648,800	2.66
16	GLAMIS GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	34,750	3,615.28	125,630,890	4,544.63	157,925,990	2.62
17	MINEFINDERS CORP	カナダ	株式	鉱業	155,000	985.58	152,764,141	1,015.20	157,356,062	2.61
18	TEAL EXPLORATION & MINING IN	カナダ	株式	鉱業	350,000	322.22	112,775,827	443.69	155,290,800	2.57
19	ST BARBARA LTD	オーストラリア	株式	鉱業	3,240,000	46.71	151,355,417	44.71	144,844,200	2.40
20	KINROSS GOLD CORP	カナダ	株式	鉱業	92,500	1,322.39	122,320,798	1,561.36	144,425,726	2.39
21	OREZONE RESOURCES INC	カナダ	株式	鉱業	760,000	237.50	180,498,795	179.59	136,486,880	2.26
22	OXIANA LTD	オーストラリア	株式	鉱業	515,000	175.46	90,360,084	250.35	128,929,220	2.14
23	RANDGOLD RESOURCES ADR	イギリス	株式	鉱業	50,000	2,155.04	107,751,933	2,553.84	127,691,935	2.12
24	YAMANA GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	105,000	992.56	104,218,623	1,141.97	119,906,682	1.99
25	SINO GOLD LTD	オーストラリア	株式	鉱業	214,955	325.48	69,963,063	429.17	92,251,807	1.53
26	GREYSTAR RESOURCES LTD	カナダ	株式	鉱業	82,500	1,041.33	85,909,786	1,079.64	89,070,366	1.48
27	PERSEVERANCE CORPORATION LTD	オーストラリア	株式	鉱業	3,000,000	31.66	94,988,900	29.51	88,515,900	1.47
28	PETER HAMBRO MINING PLC	イギリス	株式	鉱業	27,000	2,596.61	70,108,340	2,842.41	76,745,102	1.27
29	HARMONY GOLD MINING CO LTD	南アフリカ	株式	鉱業	45,000	1,687.78	75,950,218	1,622.40	73,008,000	1.21
30	MERIDIAN GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	20,000	3,406.15	68,123,098	3,206.17	64,123,480	1.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。



## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	98.32
業種	
鉱業	87.51
非鉄金属	10.42
その他	0.40
新株予約権証券	0.70

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成18年8月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成16年1月27日)	1,158,157,593	1,246,817,552	1.3020	1.4017
第2期(平成17年1月27日)	1,832,136,265	1,913,042,268	1.1271	1.1769
第3期(平成18年1月27日)	3,234,350,211	3,887,351,699	1.7320	2.0817
平成17年8月末現在	2,427,261,540	(同左)	1.2065	(同左)
平成17年9月末現在	1,998,931,966	(同左)	1.5129	(同左)
平成17年10月末現在	1,740,436,135	(同左)	1.4275	(同左)
平成17年11月末現在	2,299,173,785	(同左)	1.6641	(同左)
平成17年12月末現在	3,289,632,015	(同左)	1.8363	(同左)
平成18年1月末現在	3,978,891,269	(同左)	1.7821	(同左)
平成18年2月末現在	4,720,425,043	(同左)	1.6856	(同左)
平成18年3月末現在	5,368,860,436	(同左)	1.8043	(同左)
平成18年4月末現在	6,326,264,752	(同左)	2.0240	(同左)
平成18年5月末現在	5,869,852,415	(同左)	1.8092	(同左)
平成18年6月末現在	5,433,776,353	(同左)	1.7487	(同左)
平成18年7月末現在	5,693,484,631	(同左)	1.7604	(同左)
平成18年8月末現在	6,032,525,838	(同左)	1.7868	(同左)

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.1000
第2期	0.0500
第3期	0.3500
平成18年1月28日から平成18年7月27日まで	

(注) 1口当たり分配金は外国税控除前の金額です。

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	40.2
第2期	9.6
第3期	84.7
平成18年1月28日から平成18年7月27日まで	2.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

## 第2 財務ハイライト情報

原交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」の各事項については、以下の記載が追加されます。

### メリルリンチ・ゴールド・ファンド

#### (1) 中間貸借対照表

項目	前中間計算期間末 (平成17年7月27日現在)	当中間計算期間末 (平成18年7月27日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,878,013	82,730,554
コール・ローン	25,515,334	65,612,194
株式	2,432,582,228	5,594,654,976
新株予約権証券	11,857,416	42,618,085
派生商品評価勘定		161,441
未収入金		8,824,247
未収配当金	85,032	88,140
流動資産合計	2,492,918,023	5,794,689,637
資産合計	2,492,918,023	5,794,689,637
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	141,112	87,505
未払金		68,943,079
未払解約金	1,324,540	6,280,460
未払受託者報酬	1,027,436	2,807,121
未払委託者報酬	19,522,146	53,336,310
その他未払費用	1,027,423	1,439,187
流動負債合計	23,042,657	132,893,662
負債合計	23,042,657	132,893,662
純資産の部		
元本		
元本	2,074,515,729	
剰余金		
中間剰余金	395,359,637	
(分配準備積立金)	( )	
剰余金合計	395,359,637	
純資産合計	2,469,875,366	
負債・純資産合計	2,492,918,023	
純資産の部		
元本等		
元本		3,202,409,345
剰余金		
中間剰余金		2,459,386,630
(分配準備積立金)		(183,485,857)
剰余金合計		2,459,386,630
純資産合計		5,661,795,975
負債・純資産合計		5,794,689,637

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間 (自 平成17年 1月28日 至 平成17年 7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年 1月28日 至 平成18年 7月27日)
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	7,908,936	10,581,175
受取利息	68,370	506,351
有価証券売買等損益	22,369,635	103,047,809
為替差損益	159,547,679	6,240,361
営業収益合計	189,894,620	107,894,974
営業費用		
受託者報酬	1,027,436	2,807,121
委託者報酬	19,522,146	53,336,310
その他費用	2,091,272	3,202,542
営業費用合計	22,640,854	59,345,973
営業利益	167,253,766	
営業利益金額		48,549,001
経常利益	167,253,766	
経常利益金額		48,549,001
中間純利益	167,253,766	
中間純利益金額		48,549,001
一部解約に伴う中間純利益分配額	34,807,091	
一部解約に伴う中間純利益 金額分配額		161,221,315
期首剰余金	206,613,286	1,366,976,381
剰余金増加額	166,865,719	3,007,786,387
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)	(166,865,719)	(3,007,786,387)
剰余金減少額	110,566,043	1,802,703,824
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)	(110,566,043)	(1,802,703,824)
中間剰余金	395,359,637	2,459,386,630

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

項目	前中間計算期間 (自 平成17年 1月28日 至 平成17年 7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年 1月28日 至 平成18年 7月27日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託業者が判断した場合には、委託業者は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的な事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価しております。</p>

項目	前中間計算期間 (自 平成17年 1月28日 至 平成17年 7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年 1月28日 至 平成18年 7月27日)
2 デリバティブの評価基準 及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>
5 その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同左</p>

# ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型（一般型） / 累積投資可能

## 投資信託説明書（請求目論見書） 訂正事項分（2006.10）

\* 本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書を訂正するものです。

### ブラックロック・ジャパン株式会社

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうブラックロック・ゴールド・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 4 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 4 月 28 日にその届出の効力が生じております。また同法第 7 条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 5 月 31 日、同年 6 月 23 日、同年 6 月 30 日、同年 9 月 29 日および同年 10 月 27 日に関東財務局長に提出しております。
2. 当ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金の保護の対象ではありません。



## 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成 18 年 10 月 27 日付をもって有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、訂正すべき事項がありますので「投資信託説明書（請求目論見書） 2006.10」（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項の一部を訂正するものです。

### 目 次

	頁
ファンドの詳細情報.....	1
第 4 ファンドの経理状況.....	1
1 財務諸表.....	4
2 ファンドの現況.....	12
第 5 設定及び解約の実績.....	12

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

#### お知らせ

委託会社は、平成 18 年 10 月 1 日付けで、商号をメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社からブラックロック・ジャパン株式会社に変更致しました。

また同日付けで、ファンド名称を「メリルリンチ・ゴールド・ファンド」から「ブラックロック・ゴールド・ファンド」へ変更致しました。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社名およびファンド名称を使用しております。

## ファンドの詳細情報

### 第4 ファンドの経理状況

原請求目論見書の「ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載が追加されます。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、前中間計算期間(平成17年1月28日から平成17年7月27日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しており、当中間計算期間(平成18年1月28日から平成18年7月27日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間計算期間(平成17年1月28日から平成17年7月27日まで)及び当中間計算期間(平成18年1月28日から平成18年7月27日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月14日

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

村山周平



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

木村亮也



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメリルリンチ・ゴールド・ファンドの平成17年1月28日から平成17年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、メリルリンチ・ゴールド・ファンドの平成17年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年1月28日から平成17年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の中間監査報告書


平成18年9月14日

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社


取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

村山周平 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

中島紀子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメリルリンチ・ゴールド・ファンドの平成18年1月28日から平成18年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、メリルリンチ・ゴールド・ファンドの平成18年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成18年1月28日から平成18年7月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

メリルリンチ・ゴールド・ファンド

(1) 中間貸借対照表

	前中間計算期間末 (平成17年7月27日現在)	当中間計算期間末 (平成18年7月27日現在)
項目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,878,013	82,730,554
コール・ローン	25,515,334	65,612,194
株式	2,432,582,228	5,594,654,976
新株予約権証券	11,857,416	42,618,085
派生商品評価勘定		161,441
未収入金		8,824,247
未収配当金	85,032	88,140
流動資産合計	2,492,918,023	5,794,689,637
資産合計	2,492,918,023	5,794,689,637
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	141,112	87,505
未払金		68,943,079
未払解約金	1,324,540	6,280,460
未払受託者報酬	1,027,436	2,807,121
未払委託者報酬	19,522,146	53,336,310
その他未払費用	1,027,423	1,439,187
流動負債合計	23,042,657	132,893,662
負債合計	23,042,657	132,893,662
純資産の部		
元本		
元本	2,074,515,729	
剰余金		
中間剰余金	395,359,637	
(分配準備積立金)	( )	
剰余金合計	395,359,637	
純資産合計	2,469,875,366	
負債・純資産合計	2,492,918,023	
純資産の部		
元本等		
元本		3,202,409,345
剰余金		
中間剰余金		2,459,386,630
(分配準備積立金)		(183,485,857)
剰余金合計		2,459,386,630
純資産合計		5,661,795,975
負債・純資産合計		5,794,689,637

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間 (自 平成17年 1月28日 至 平成17年 7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年 1月28日 至 平成18年 7月27日)
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取配当金	7,908,936	10,581,175
受取利息	68,370	506,351
有価証券売買等損益	22,369,635	103,047,809
為替差損益	159,547,679	6,240,361
営業収益合計	189,894,620	107,894,974
営業費用		
受託者報酬	1,027,436	2,807,121
委託者報酬	19,522,146	53,336,310
その他費用	2,091,272	3,202,542
営業費用合計	22,640,854	59,345,973
営業利益	167,253,766	
営業利益金額		48,549,001
経常利益	167,253,766	
経常利益金額		48,549,001
中間純利益	167,253,766	
中間純利益金額		48,549,001
一部解約に伴う中間純利益分配額	34,807,091	
一部解約に伴う中間純利益 金額分配額		161,221,315
期首剰余金	206,613,286	1,366,976,381
剰余金増加額	166,865,719	3,007,786,387
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)	(166,865,719)	(3,007,786,387)
剰余金減少額	110,566,043	1,802,703,824
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)	(110,566,043)	(1,802,703,824)
中間剰余金	395,359,637	2,459,386,630

(3) 中間注記表

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

項目	前中間計算期間 (自 平成17年 1月28日 至 平成17年 7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年 1月28日 至 平成18年 7月27日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託業者が判断した場合には、委託業者は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的な事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価しております。</p>

項目	前中間計算期間 (自 平成17年 1月28日 至 平成17年 7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年 1月28日 至 平成18年 7月27日)
2 デリバティブの評価基準 及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額が発生した場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>
5 その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 同左</p>



## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	前中間計算期間末 (平成17年7月27日現在)
期首元本額	1,625,522,979円
期中追加設定元本額	1,316,613,405円
期中一部解約元本額	867,620,655円

項目	当中間計算期間末 (平成18年7月27日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	3,202,409,345口
2 1口当たり純資産額	1.7680円

## (中間損益及び剰余金計算書関係に関する注記)

項目	前中間計算期間 (自 平成17年1月28日 至 平成17年7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年1月28日 至 平成18年7月27日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	5,137,629円	14,036,464円
2 剰余金増加額・減少額	中間追加信託に伴う剰余金増加額及び 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、 それぞれ剰余金減少額と増加額との純 額を表示しております。	同左

## (税効果会計に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成17年1月28日 至 平成17年7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年1月28日 至 平成18年7月27日)
	該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成17年1月28日 至 平成17年7月27日)	当中間計算期間 (自 平成18年1月28日 至 平成18年7月27日)
	該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

項目	前中間計算期間末 (平成17年7月27日現在)	当中間計算期間末 (平成18年7月27日現在)
期首元本額	(貸借対照表に関する注記)に記載しております。	1,867,373,830円
期中追加設定元本額		3,639,903,050円
期中一部解約元本額		2,304,867,535円

2 有価証券関係

前中間計算期間(平成17年7月27日現在)

該当事項はありません。

当中間計算期間(平成18年7月27日現在)

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係  
取引の時価等に関する事項  
通貨関連

区分	種類	前中間計算期間末(平成17年7月27日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	21,799,126		21,937,651	138,525
	英国ポンド	933,409		935,996	2,587
	合計	22,732,535		22,873,647	141,112

区分	種類	当中間計算期間末(平成18年7月27日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 香港ドル	25,567,246		25,405,805	161,441
	買建 米ドル	14,030,783		13,943,278	87,505
	英国ポンド	2,710,469		2,710,469	
合計		42,308,498		42,059,552	73,936

(注) 時価の算定方法

- 1 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

( 1口当たり情報)

前中間計算期間末 (平成17年7月27日現在)	当中間計算期間末 (平成18年7月27日現在)
1口当たり純資産額	1.1906円 (貸借対照表に関する注記)に記載しております。

## 2 ファンドの現況

原請求目論見書の「ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は、以下の通り更新されます。

メリルリンチ・ゴールド・ファンド(平成18年8月末現在)

純資産額計算書

資産総額	6,155,198,227円
負債総額	122,672,389円
純資産総額( - )	6,032,525,838円
発行済数量	3,376,163,479口
1単位当たり純資産額( / )	1.7868円

## 第5 設定及び解約の実績

原請求目論見書の「ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」は、以下の通り更新されます。

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,297,873,833	1,408,341,289	889,532,544
第2期	1,505,953,598	769,963,163	1,625,522,979
第3期	3,198,471,797	2,956,620,946	1,867,373,830
平成18年1月28日から 平成18年7月27日まで	3,639,903,050	2,304,867,535	3,202,409,345